

産 4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

[] 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年六月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 天満屋ハッピータウン鴨方店
所在地 浅口市鴨方町六条院中宇小山东北二一八番一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社天満屋ストア
住所 岡山市北区岡町十三番十六号
代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前) 名称 株式会社タツミヤ
住所 東京都八王子市暁町一丁目三二番一三号
代表者の氏名 曲渕 恵美子
ほか十一者（届出書別紙に記載のとおり）
(変更後) 名称 株式会社タツミヤ
住所 東京都八王子市暁町一丁目三二番一三号
代表者の氏名 指田 努
ほか十一者（届出書別紙に記載のとおり）
- 4 変更年月日
平成十六年十月十八日ほか

二 届出年月日

令和四年六月十七日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間

令和四年六月二十八日から同年十月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課